

## 平成30年度 第6回大島町農業委員会総会議事録

平成30年度定例大島町農業委員会が、平成30年9月25日（火）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂   | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長  |
| 6、澤田波夫  | 7、伊藤潔  | 8、春木望  | 9、向山吉昭  | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 |        |        |         |         |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- |      |       |             |        |
|------|-------|-------------|--------|
| 農業委員 | 7、伊藤潔 | 農地利用最適化推進委員 | 4、志村貞昭 |
|------|-------|-------------|--------|

## 4、出席職員は次の通り

- |      |      |
|------|------|
| 中田太  | 産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 本間百展 | 主事   |

## 5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告  
日程第2： 農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について  
日程第3： 大島町農業委員会だよりについて  
日程第4： その他

## 6、本日の書記は次の通り

- |    |      |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長　それでは、平成30年度第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中3名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声　多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は3番委員と4番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」です。事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) 農地の転用事実に関する照会書についてです。2件ありますので、1件ずつ説明させていただきます。申請人は□▲番地▲、○○。申請地は□▲番▲。登記上の地目は畑。現況は山林となっております。面積は▲㎡です。現地調査は8月23日木曜日に新保委員、山本委員、土屋委員の3名と事務局2名が行いました。現地は長年にわたり耕作されておらず、現在は山林となっております。農地性はなく、地目の変更についてはやむを得ない状況です。次のページをご覧くださいと申請地への案内図となっております。申請地は、□から□に向かい▲mほど進み、分岐を右折し道なりに▲m進んだ交差点を直進、道なりに▲m進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいと現地の写真となっております。続いて申請人は□▲番▲、○○。申請地は□▲番▲。登記上の地目は畑。現況は山林となっております。面積は▲㎡です。現地調査は9月7日金曜日に新保委員、山本委員、春木委員の3名と事務局1名が行いました。現地は長年にわたり耕作されておらず、現在は山林となっております。農地性はなく、地目の変更についてはやむを得ない状況です。次のページをご覧くださいと申請地への案内図となっております。申請地は、□を山側へ▲mほど進んだ交差点を左折、さらに道なりに▲m進み右折、道なりに▲m進み左折し▲mほど進んだ進行方向左側になります。次のページをご覧くださいと現地の写真となっております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。続きまして日程第2「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」についてです。議案第4号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(本間) 農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について、事務局より説明させていただきます。申請人及び譲受人は□、○○。譲渡人は□▲丁目▲番▲-▲号、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡です。申請事由ですが、譲受人である○○は、東京都が進める「キョン防除事業」のため、全国より職人や「銃器」資格所有者を募集・確保しており、今回、申請地を売買により所有者である○○より取得し、来年度の事業拡大を目指し社員住宅を増設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいと申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□から□手前を左折、道なりに▲mほど進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図、次のページをご覧くださいと転用計画図となります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。10番。

笠間委員 説明します。21日に会長と私と譲受人の○○の○に来てもらって現地確認に行ってきました。土地の場所については事務局から説明のあったとおりです。この土地は1年前の9月の定例会で、同じく転用のための権利移動について上程された土地の隣接部になります。場所は北側が町道を挟んで宅地、西側の海側も宅地です。東側の山側が畑にな

っております、南側が沢となっております。この沢は前に溢れたところで、危険な沢ではないかと。場所は総面積が▲㎡で、宅地にするには広すぎるのではないかとということで確認したところ、申請者も分かっておりまして、東京都の環境局自然環境部緑環境課と話しをして、15Pの○で印をしてあるところを緑地化するという話がついているそうです。緑地化する部分が▲㎡の内の▲㎡、実際に宅地とするのは▲㎡になります。前年宅地にしたところについては、既に3棟の社宅が建っております、事務局から説明があったとおり東京都のキョンの駆除防止事業を拡大するので、社宅が足りないということで接地にも建て、職人や銃器を使える人を呼び込んでやっていこうということだそうです。譲渡人も島には全く帰ってくる気配はなく、この土地は相続したのですが、できれば全部処分したいという気持ちみたいです。処分したい人、それを取ってほしい人、しかも取得する目的が町のためになるキョンの防除のためということで、町としても良いことではないかと思えます。一挙両得なので、確定することについても問題はないという私自身の結論でした。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。2番。

小坂委員 宅地にする場合、1,000㎡というのは東京都の法律で決まっているんですか、条例で決まっているんですか。

事務局(本間) 条例か法律か確認していませんけど、1,000㎡を越えると転用に伴い緑化計画か開発許可が必要になってくるので、開発するにあたっての許可となってきます。その申請をしないといけないそうで、支庁には窓口がないので、本庁に確認をとってきていただいています。

小坂委員 緑化計画というのは、樹種は何でもいいんですか。

事務局(本間) すみません、それは確認できていないので、持ち帰らせていただきます。

笠間委員 例としては15Pの右側に書いてあります。今埋っている木をわざわざ動かすっていうのも大変ですし、そういうことを考えると、この通りに行くかどうかは分からない。でもこれを目安にやっているのではないかと思います。

事務局(本間) 樹種に関しては分からないんですけど、低木、中木、高木を何%という割合で、という話は伺っております。高さによって種類がある等。

小坂委員 なるほど。

土屋議長 よろしいですか。9番。

向山委員 つばきとか、さかきとか、タメとか、まてとはどういう木ですか。

事務局(本間) まてはまてばしいです。

小坂委員 まてばしいって椎の木でしょ。

土屋議長 とおじがしい。

向山委員 樹高Hの6とかあるけど、これは何ですか。

事務局(本間) Hは標高です。標高がH6だと高さ6mの樹枝。

向山委員 かなり大きい木を埋めるってことですね。

土屋議長 埋まっているということですね。

向山委員 5m、6mの大きい木なの。

- 土屋議長 今埋っているのが、みんなそういう木。
- 笠間委員 大きい木でしたね、成長はしておりました。
- 小坂委員 もう現在埋っているんだ。
- 笠間委員 埋まっている木もあります。それまで動かして小さいのを、多少ずれてくるため。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして、日程第3「大島町農業委員会だより」について、担当の五十嵐さんお願いします。
- 五十嵐委員 今月から色々、農地利用状況調査や、猿も出始めていますので、農業委員会だよりの原稿をお願いしたいと思います。詳しいことは事務局からお願いします。
- 事務局(本間) 今年度も農業委員会だよりの発行を、五十嵐さんから話があったので、進めていこうと思います。今回お配りしている構成案に基づいて作成を進めて行ければと考えています。発行する時期などもご意見をいただけたらと思っております。これ以外に掲載した方がよいものがありましたら、ご意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいま事務局からの説明に関連して発言のある委員は挙手にてお願いします。4番。
- 五十嵐委員 ずっとめくっていただくと、20Pに新規就農支援研修センターの欄がありますが、新規就農者のところを1度も見たことがなく、説明もできない状態ではいけないと思いますので、農政部で行きたいという話がでています。もしよろしければ、自主研修もないことですので、全員で来月の定例会終了後に見学に行ったらどうかと思いますが、皆さん如何でしょうか。
- 土屋議長 この件につきまして、来月の定例会の後に現地視察をして、委員会の報告をされるということで、皆さんの意見を聞きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。9番。
- 向山委員 これを見ると今回は各委員と推進委員の写真はないんですね。
- 五十嵐委員 毎回同じになってしまうので、名前のみになりました。
- 向山委員 支庁や役場、普及センターも出ていますが、農業委員会ですすのにもしできたら会長の一言を。代表を載せることになっているのに、会長が出ていないから。
- 土屋議長 もしできましたら。
- 五十嵐委員 お願いします。
- 土屋議長 発行する日はいつがいいですか。去年と同じ2月でよろしいでしょうか、皆さん。
- 小坂委員 2月でいいです。
- 中村委員 発行者の都合もあるだろうから余裕を持って。
- 土屋議長 その前に原稿を出して、発行するのは2月の広報でよろしいですね。続きまして、日程第4「その他」について、事務局より何かありますか。
- 事務局(本間) 平成30年度大島町農地賃借等要望申出書を1件説明します。申請人は、□、○○。申請地は、□▲番、面積は▲㎡です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□を□方面へ▲mほど進み左折、道なりに▲

mほど進んだ交差点を、そのまま▲m直進して右折し▲mほどの場所に位置します。農地については、大島町の農業委員会の賃借の斡旋を要望するものです。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。この件について何かありますか、これは報告です。借りたい人がいましたら事務局へお願いします。その他よろしいですか。9番。

向山委員 農地利用状況調査を毎年実施していますね。私達は現地調査に行く時、地図を持って広げて調べるんですが、色を見てこれは農地、畑、住宅と判断します。毎年色が変わるので、変わったところを事務局は大変ですが、例えば、今年度は畑になっているけど申請があつて住宅を建てたとか、種目変更した場合、次の年度には色分けをしてください。それを目安にするから。できたらお願いします。

土屋議長 はい、事務局(本間)。

事務局(本間) 今の件につきまして、課税情報を基にして色を変えていまして、皆様にお渡しする時期と課税情報を基に作成する時期と被ってしまって、更新が毎回間に合っていないです。何とかそれを毎年できるように検討してみます。

向山委員 色は重要で、農地が農振になっているとか畑とか。よろしくお願いします。

事務局(本間) 分かりました。

土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第6回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員